

2016 年全県選抜高等学校柔道大会事故調査報告書

■■■■ 県柔道連盟安全指導委員会

1 事故の概要

(1) 期日

平成 28 年 4 月 28 日

(2) 大会、場所

第 55 回全県選抜高等学校柔道大会、■■■■ 総合スポーツセンター

(3) 試合 男子準決勝戦 ■■■■ 高等学校対 ■■■■ 高等学校

(4) 受傷者 ■■■■ ・ ■■■■ 高等学校 ■ 年

(5) 傷病名 右足親指開放性脱臼

(6) 事故発生の概要

相手が隅返しを掛けた時、畳の隙間に右足親指が挟まった。踏ん張ったところ相手が体を捨てて極めようとし受傷した。

2 調査方法

(1) 方法 質問紙によるアンケート調査

(2) 調査期日 5 月 25 日 締め切り 6 月 10 日

(3) 調査対象 大会主管連盟：■■■■ 柔道連盟 審判員 3 名 監督

3 アンケート集計結果

表 1 にアンケート集計結果をまとめた。回答方法は選択回答とした。表 1 に示す集計結果の概要は、以下の通りである。

(1) 隙間の原因

試合場の畳に隙間ができた原因について、審判、および監督は、滑り止めの性能や使用の不足と回答した。主管連盟は、滑り止めの性能が不足していた箇所があると回答した。調査対象者全員が、隙間の原因を滑り止めの不備ととらえているといえる。

当日の試合会場の様子について、審判、および監督は、畳がずれたり動いたりしたたびに畳を詰めたと回答した。主管連盟は、審判の判断により畳を修正し続行していたと回答した。調査対象者全員が、当日の試合会場で畳がずれたり動いたりしていたととらえており、試合場の滑り止めに不備があったことが裏付けられる

(2) 審判員の対応

選手から畳の隙間の対処に要望があったことについて、審判員 3 名全員が認識していなかったと回答した。畳の隙間に対処しなかったことについては、審判員 1 名は、畳の隙間に気づいていたが指が入ると思わなかったと回答した。審判員 2 名は、畳の隙間に気づかなかったと回答した。

(3) 監督、選手の対応

監督は隙間について何らかの情報を得ていたが、はっきりと認識はしていなかったと回答した。選手は試合前に畳の隙間に気づき、審判員に対処を要望したと回答した。

	主管	審判①	審判②	審判③	監督
(隙間の原因) 滑り止めの性能や 使用の不足	その他 滑り 止めの性能が 不足している 箇所があった。	○	○	○	○
(当日の試合会場) 畳がずれたり動い たりし、たびたび畳 をつめた	その他 審判 の判断により 畳を修正した。	○	○	○	○
選手からの要望に ついての認識		×	×	×	
(畳の隙間に対応 しなかった理由) 畳の隙間に気づか なかった		○	○	×隙間はあ ったが指が 入ると思 わなかつ た。	○隙間につ いて情報は あったが、 はっきりと 認識はして いなかった。
選手の隙間につ いての認識と行動	(選手) 試合前に畳の隙間に気づき、審判員に対処を要望した。選手は、審判員が畳の隙間の対処をしなかったのは、選手からの要望が聞こえなかったためとらえている。				
事故防止の対策	(主管) 必要 (会場設営担当者と審判部が連携を密にして結束する) その他：事故防止のため滑り止めを準備済み。				

表 1 事故調査アンケート集計結果 (概要)

4 事故の原因について

(1) 試合場

アンケート集計結果から、直接的な事故原因は、滑り止めの性能や使用の不足により畳に隙間が生じたことであると考えられる。

(2) 審判員の対応

アンケートによると、選手は畳の隙間を認識していたが、審判員 2 名は隙間を認識しておらず、1 名は認識していたが指が入るほどとは考えなかった。このように、選手と審判員の畳の隙間の認識には隔たりがあり、審判員は、審判規定に基づく安全確認が十分でなかったといえる。

試合前に審判員が試合場の適正さを確認し、畳を詰めていけば事故を防止できた可能性がある。事故原因となった隙間は、事故直前に選手の攻防によってできた可能性は否定できないが、選手が試合前に隙間に気づいていたことから、試合前から生じていた可能性が高いからである。

たびたび畳を詰めながら試合を行っていた当日の状況から、審判員は畳の隙間に注意を払うべきであった。選手も試合前に畳の隙間について審判員に対応を求めており、審判員は会場と選手の様子に注意していればこれに気づくことができたのではないかと考えられる。

5 事故の防止策について

(1) 試合場

主催者や主管者の責任として、試合場や用具の安全性を確認し、安全な試合会場を準備しなければならない。畳の隙間を生じさせないためには、滑り止めの性能や使用量を適切にする必要がある。

なお、XXXXXXXXXX柔道連盟は、事故後、新たな滑り止めの用具を購入した。

(2) 審判員

国際柔道連盟試合審判規定第6条に基づき、試合が始まる前に試合場や用具が適正であることを確認しなければならない。また、試合中も安全に留意し、畳に隙間が空くなど安全上の支障が生じたときには適切に対応すべきである。

(3) 選手、監督

試合が始まる前および試合中、試合場などの安全に留意すべきである。試合場や用具に安全上重大な支障があると認めたととき、審判員や係員に状況を知らせようとすることは適切であると考えられる。

6 まとめ

今回の事故は、試合場の不備が直接的な原因として考えられる。審判員の安全確認の不足も二次的な原因として加わった。今回の事故は、原因が選手には見当たらず、また不可抗力による予測不可能なものではなく、運営側の適切な対応により予防可能であったといえる。

今回の事故はさらに大きな事故に結びついていた可能性も否定できず、今後同様の事故が起きないように万全の対応を行う必要がある。